

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、国民健康保険の資格・給付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格・給付に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の事務を行う。 ・被保険者資格の異動等に関する事務 ・保険給付の支給等に関する事務 ・保健事業に関する事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ、市町村事務処理標準システム等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、第2項、第19条第6号及び別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(地方税関係情報除く) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 (照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 69、70 (オンライン資格確認の業務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 健康部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、特に人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システム名称	宛名システム、国民年金システム	宛名システム、国民年金システム、番号連携 サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サー バ	事前	平成29年度中に実施される国 民年金システム総合運用テス トに伴うシステム名の事前追 加
平成29年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修 正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修 正
平成30年6月1日	I-5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	国保・医療課 課長 横谷泰宏	国保・医療課 課長 山本 崇	事後	組織変更に伴うものであるた め、重要な変更該当しな い。
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修 正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修 正
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携開始に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署	丹波市 健康部 国保・医療課	丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月1日	I-8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番 地 丹波市 健康部 国保・医療課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要		オンライン資格確認に関する内容の追加	事前	令和3年度に実施を予定する オンライン資格確認及びその 準備に伴う内容の追加修正
令和2年9月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、国民 健康保険給付システム、番号連携サーバ(団体 内統合宛名システム)、中間サーバ、次期国保 総合システム及び国保情報集約システム、	宛名システム、国民健康保険システム、国民 健康保険給付システム、番号連携サーバ(団体 内統合宛名システム)、中間サーバ、次期国保 総合システム及び国保情報集約システム、医療 保険者等向け中間サーバー等	事前	令和3年度に実施を予定する オンライン資格確認及びその 準備に伴う内容の追加修正
令和2年9月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法上の条項追加 国民健康保険法上の条項追加	事前	令和3年度に実施を予定する オンライン資格確認及びその 準備に伴う内容の追加修正
令和2年9月1日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 法令上の根拠		番号法上の条項追加 国民健康保険法上の条項追加	事前	令和3年度に実施を予定する オンライン資格確認及びその 準備に伴う内容の追加修正
令和2年9月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. 2法令上の根拠の修正	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正 に伴うもの
令和5年1月23日	I-1. 3法令上の根拠の修正	以上の法令上の根拠により、国民年金の事務 において個人番号を利用する。	以上の法令上の根拠により、国民健康保険の 事務において個人番号を利用する。	事後	公的給付支給等口座登録の 項目追加に伴う見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年8月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録の 項目追加に伴う見直し。
令和5年1月23日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和2年8月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録の 項目追加に伴う見直し。
令和5年1月23日	I-1. 2事務の概要の修正	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準 備業務」という。)＞	＜オンライン資格確認等システムの資格履歴管 理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オン ライン資格確認業務」という。)＞	事後	公的給付支給等口座登録の 項目追加に伴う見直し。
令和5年1月23日	I-3. 法令上の根拠の修正	3. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 第113号の3 第1項及び第2項 (ただし、オンライン資格確認の準備業務に 限る)	3. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 第113号の3 第1項及び第2項	事後	公的給付支給等口座登録の 項目追加に伴う見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I-1. 2事務の概要の修正	以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険給付の一時差止めに関する事務 ⑤保健医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	国民健康保険法に基づき、次の事務を行う。 ・被保険者資格の異動等に関する事務 ・保険給付の支給等に関する事務 ・保健事業に関する事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	I-1. 3システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	宛名システム、国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、市町村事務処理標準システム等	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I-3. 法令上の根拠の修正	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項、第2項 ・番号法別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 2. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 3. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113号の3 第1項及び第2項 以上の法令上の根拠により、国民健康保険の事務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、第2項、第19条第6号及び別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第 113条の3第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49条 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条 ○以下はオンライン資格確認の準備業務に限る ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号(提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(地方税関係情報除く) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 (照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 69、70(オンライン資格確認の業務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I-5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署	丹波市 生活環境部 市民課	丹波市 健康部 健康課	事前	組織変更に伴うもの
令和7年4月1日	I-5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	健康課長	事前	組織変更に伴うもの
令和7年4月1日	I-8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 丹波市 生活環境部 市民課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 丹波市 健康部 健康課	事前	組織変更に伴うもの
令和7年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修 正
令和7年4月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の 定期的な見直し作業に伴う修 正
令和7年4月1日	IV-8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年4月1日	IV-8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人 情報の管理に関する研修を毎年行っており、特 に人手が介在する局面においては複数人での 確認を行うようにしており、人為的ミスが発生す るリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考 えられる対策 最も優先度が高いと考えら れる対策	-	従業者に対する教育・啓発	事前	様式の変更に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	-	十分である	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式の変更に伴うもの